

令和2年度第5回南伊勢町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和2年 8月 5日(水) 午後1時30分
- ・開催場所 南伊勢町役場南島庁舎2階 第1会議室

1. 開会

2. 出席農業委員 13名

会長

木下和行

委員

山本博文、東 克臣、石谷みのり、御辺芳彦

御辺芳彦、羽根正視、島田安明、田中敏男

小山 学、山川武樹、稲葉吉一、久納真司

欠席農業委員 3名

濱川博哉、小山茂樹、田所一成

3. 議事録署名委員選出

御辺芳彦委員・羽根正視委員

4. 報告事項

第1号報告 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(3件)

5. 議案事項

第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請書について(1件)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について(7件)

6. その他

農業経営基盤強化促進法の規定による基本構想の改定について

7. 閉会

1. 開会

事務局	ただいまより、令和2年度第5回南伊勢町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13名、欠席委員は3名です。農業委員会法第27条第3項の規定により、過半数以上ですので総会は成立いたします。
-----	---

2. あいさつ

事務局	続きまして会長より、ご挨拶をお願いいたします。
会長	みなさんこんにちは。暑い中、農業委員会総会にお集まり頂き、厚く御礼を申し上げます。最近、コロナウィルスの他、豪雨災害も多発し、本町におきましても、大きな被害が出ました。今回は案件が非常に多く提出されております。手短に、かつ丁寧に審査していきたいと思っております。今日も一日、どうぞよろしくお願い致します。
事務局	ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の選出

事務局	続きまして会長より、議事録署名委員の選出をお願い致します。
会長	続いて事項書3、議事録署名委員の選出に入ります。今回の総会の議事録署名委員の選出ですが、 <u>御辺芳彦委員</u> と <u>羽根正視委員</u> をお願い致します。
事務局	よろしくお願い致します。

4. 報告事項

会長	続いて事項書4、報告事項に入ります。第1号報告、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について事務局より説明願います。なお、この案件は石谷みのり委員が申請人となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により、石谷みのり委員は一時退出を願います。
事務局	第1号報告、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、稲葉吉一推進委員、補足があれば説明をお願い致します。
稲葉吉一推進委員	現地は大変作業がしにくい場所ではありますが、現在1.3ヘクタールを経営されているとの事で、同じみかん農家ではありますが、大変感心させられます。頑張ってもらいたいです。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 この件は報告事項ですので、よろしくお願い致します。

会長	<p>続いて報告番号2番、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について、事務局より説明願います。なお、この案件は東克臣委員が申請人となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により、東克臣委員は一時退出を願います。</p>
事務局	<p>報告番号2番、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について説明します。</p> <p>(明細より説明)</p> <p>この件につきまして、濱川博哉委員と現地確認を行いました。今回総会を欠席されておりますので、事務局にて説明致します。</p> <p>現況写真を見てのとおり、樹園地が形成されておりますので、問題はないと思います。</p>
会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>この件も報告事項ですので、よろしく願います。</p>

会長	<p>続いて報告番号3番、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告番号3番、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について説明します。</p> <p>(明細より説明)</p> <p>この件につきまして、小山茂樹委員と現地確認を行いました。今回総会を欠席されておりますので、事務局にて説明致します。</p> <p>先ほどの報告事項と同様で、現況写真を見てのとおり、樹園地が形成されておりますので、問題はないと思います。</p>
会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>この件も報告事項ですので、よろしく願います。</p>

会長	続いて事項書 5、議案事項に入ります。第 1 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	第 1 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、瀧川博哉委員と現地確認を行いました。今回総会を欠席されておりますので、事務局にて説明致します。 申請地に進入するには、海から入るか、途中まで車両で行き、そこからは徒歩でしか進入ができません。また、大変低い所に位置する土地であり、太陽光が射さない場所で、営農するにおいて、適していない土地であります。転用に当たっては、問題はないと判断しました。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて第 2 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	第 2 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、山川武樹委員、補足があれば説明をお願い致します。
山川武樹委員	現地立会させていただきました。先ほど事務局に説明していただいた通り、申請地は長年耕作されていない農地であり、また、車の往来は少なく、譲受人の事務所から近いので、転用目的が達成される見込みは非常に高いと考えられます。周辺住民にも説明は行っていただいているようなので、問題はありません。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い致します。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて議案番号 2 番、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	議案番号 2 番、農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、田中敏男委員、補足があれば説明をお願い致します。
田中敏男委員	特にありません。

会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。</p>
----	--

会長	<p>続いて議案番号3番、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案番号3番、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明)</p> <p>この件につきまして、島田大輔委員と現地確認を行いました。今回総会を欠席されておりますので、事務局にて説明致します。</p> <p>現地は長年耕作されていない土地であり、譲受人も随分前に県外に転出しています。所有農地も申請地以外はなく、代替性が認められない為、問題はないと判断しました。</p>
会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。</p>

会長	<p>続いて議案番号4番、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案番号4番、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明)</p> <p>この件につきまして、御辺芳彦委員、補足があれば説明をお願い致します。</p>
御辺芳彦委員	<p>隣地には、譲受人が既に太陽光発電を設置しており、今回の申請と併せて一体利用されるとの事です。周辺住民に説明も行って頂いているとの事ですので、問題はないと思います。</p>
会長	<p>この件について何か質問や意見はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。</p>

会長	<p>続いて議案番号5番、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案番号5番、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p>

	(明細より説明) この件につきまして、久納真司推進委員、補足があれば説明をお願い致します。
久納真司 推進委員	横は国道ですので、反射光等周りに配慮してくださいとは事業者側に要望しました。それ以外は問題はないと思います。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて議案番号6番、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	議案番号6番、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、石谷みのり委員、補足があれば説明をお願い致します。
石谷みのり 委員	隣地に営農されている方がいるので、そこに配慮していただけるのであれば、特に問題はありません。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて議案番号7番、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	議案番号7番、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、石谷みのり委員、補足があれば説明をお願い致します。
石谷みのり 委員	特にありません。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて事項書6、その他に入ります。農業経営基盤強化促進法の規定による基本構想の改定について、事務局より説明願います。
----	--

事務局	(別紙より説明)
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 以上をもちまして、令和2年度第5回南伊勢町農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。

上記のとおり、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和2年 8月 5日

会長 木下 和行

委員

委員